

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
517	第2部 2	18	18p. 4行 増加による海洋環境の影響等に関する科学的知見の充実を図り、 <u>積極的な海洋技術を創造し、地球環境の・・・</u>	海洋科学技術に関する研究開発の推進については、第2部7において記述しています。
518	第2部 2	18	18p. 下3行 に推進する。また、 <u>負荷の低減と同時に干潟など海の自然浄化の向上を図ることが重要である。これらをふまえ、海域ごとの・・・</u>	ご指摘の干潟等による「海の自然浄化の向上」については、第2部2(1)等に記述する干潟等の積極的な再生・回復等の取組により図られるものと考えます。
519	第2部 3	20	20p. 下11行ア水産資源 <u>我が国は長大な、黒潮、親潮、対馬海流の流軸が沿岸にあり、豊かな魚群系統群を持ち、その恩恵を受けている。生物資源は再生産が期待できることから、適切に管理することにより、枯渇させることなく持続的に利用することが可能である。特に海流系統群の産卵、稚仔魚の発生海域の管理が重要である。我が国の管轄権・・・</u>	原案のままでも文脈上問題ないと考えます。
520	第2部 5	24	24p. 下8行 周辺海域における不審船、密輸、密航、 <u>密漁等の・・・</u>	例示は国民の理解促進のために必要なものとして記述しており、原案で十分意図は達成されているものと考えます。
521	第2部 9	33	33p. 下2行 このため、砂防設備による流出土砂の調節やダムで適切に土砂を流下させる、 <u>あるいは土砂資源として活用する施策の推進、・・・</u>	ダムの堆積土砂を資源として捉えるべきとのご意見はその通りと考えており、山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組に関する施策においては「ダムで適切に土砂を流下させる」と記述しているとおり、廃棄物として扱うものではありません。ただし、ご指摘の修文は、ダムの堆積土砂を資源として活用することが目的となり、河道や海域に供給することを意味しなくなるため、記述することは不相当と考えています。
522	第2部 9	34	34p. 8行 技術や流出土をサンゴ礁の沖合に掃流する等の研究開発の対策・・・	ここでは、赤土等の流出防止策を記述しており、ご指摘の内容は例示として不相当と考えています。
523	第2部 9	34	34p. 14行 街地、農地等の面源負荷対策、海域のヘドロ除去、 <u>覆砂、低層流改善の実施による・・・</u>	ご指摘の点は、「…海域のヘドロ除去、覆砂の実施による汚濁負荷の再生産防止対策等を推進する」に含まれています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
524	第2部 9	34	34p.18行 <u>その保全、創造を図ると共に、漁業者や地域住民などによる維持管理・・・</u>	ご指摘の点は、「…や地域住民等による維持管理等の取組を支援する。」に含まれています。
525	第2部 9	34	34p.22行 類が過剰な海域では、水質を改善するため、下水道の整備や高度処理、 <u>自然浄化のための干潟造成の導入とともに、・・・</u>	ご指摘の点に引き続く文章である、「…高度処理の導入とともに、水生生物の適切な採捕及び活用等による、…」に含まれています。
526	第2部 10	36	下線部の挿入。 (1) 離島の保全・管理 イ 海洋資源の開発及び利用の支援 ・・・また、藻場、干潟、サンゴ礁等が残る離島周辺の海域は、貴重な漁場であることから、漁場環境の保全・再生及び漁場の整備を推進する。 <u>さらに、高度回遊魚のための栽培漁業の展開を検討する。</u>	第2部10の冒頭にて記述しているように、離島は、海洋の開発、利用、保全等に関して重要な役割を担っていることから、海洋での安全かつ安定的な活動のための拠点の整備を進める旨記述しています。 なお、離島あるいは周辺海域の具体的な活用については、その長所や優位性をどのように活かすことができるのかという観点からの整理や、立地する施設等の機能や立地条件等についての十分な検討が必要であり、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
527			<p>我が国商船隊の日本籍船籍数と日本人船員数の推移と構成の変化、次いで、我が国主要港湾の外貿コンテナ貨物量の推移を見れば、海運大国、貿易大国・日本の現状の一端を見ることができ、同時に、なぜ日本の国際競争力が急速に低下したのか、なぜ、今日まで効果的対策が打てなかったのかと、誰でも、疑問を感じると思われる。</p> <p>その原因は、縦割り行政の弊害、行政の危機感の欠如によるものか、国民の関心が「海」から「空」へと移り、海運業に対する評価の変化も一因かと思われる。</p> <p>そこで、沖縄から「琉球王国」時代の「以舟・・・・」の「印籠」を高々と打ち上げ「沖縄」から、海運業を中心とした施策・制度の改革を提起したい。</p> <p>那覇港・中城湾港を海事クラスターに</p> <p>①中核業種 海運、船員、港湾運送、マリンスポーツ、船舶金融、海事法律事務等を中核業種として「海事クラスター」を構築する。</p> <p>②港湾の地位付け 同港を「オフショア船籍港(第二船籍港)」として、「国際船舶」や、パナマ国等に置籍する「便宜置籍船」と、同船舶管理運航会社等を本港に、移籍・移転を促進する。</p> <p>③税制上の優遇措置等 「特別自由貿易地域」、「情報通信産業特別地区」、「金融業務特別地区」上の優遇税制等の対象業種を見直し、対象業種を拡充する。 特に、外航船舶に対しては、先進海運国に準じ「トン数標準税制」を創設する。</p> <p>④外国船員等の育成・確保 外航海運産業の最大の課題である外国人船員の確保を図るため沖縄国際センターに、「国際海技訓練センター」と「外国船舶監督官教育訓練所」を設置する。</p> <p>④マリンスポーツ大学校・海事職員の医療・保養施設の設置 海事関係職員の意志の高揚と健康管理</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の施策推進の参考にさせていただきます。</p>
528			<p>本基本計画原案が、全般的にわが国の重要かつ代表的な海洋産業の一つである水産業に対して、その現状認識に差異が無いことや水産資源の持続可能な利用という基本的考え方を踏まえた政策方向性について言及されていることについて賛意を表したい。一方、多くの課題を盛り込んだ本計画原案が実行されるに当たって、政策の順位付けや確たる予算措置の裏付けがどのように行われていくのかに重大な関心を有している。諸施策実行の時系列的な展開についても概略なりとも今後明らかにされるよう期待する。</p>	<p>(感想、その他)</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
529			<p>海洋の総合的管理に関して、 計画原案では、海域の利用が複数の関係者によって立体的・時間的に住み分けながら行われていると認識し、これらの利用者相互間の調整は法令による他、当事者の話し合いによる必要性を指摘しているが、これは実態に即した極めて合理的なものである。今後、海洋の開発・利用が進むにつれて関係者間調整が必要になっていく際には、国は関係者による合意形成を支援し、衡平な解決が図られるよう一層の役割を演ずるべきである。その場合、開発・利用から生ずる優位性を判断するに際して、短期的な経済利益ばかりでなく長期・持続的利益が十分に考察されなければならない。</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。</p>
530			<p>水産資源の利用・管理の問題について、 現在、世界的にも国内的にも漁業生産活動の対象となっている水産資源の多くは高度に開発されており、資源水準としては低位にあるといわれている。これらの資源に対しては合理的な操業規制をはじめ漁場環境保全の面からも、回復に向けたあらゆる施策を集中させる必要がある。漁獲制限、密漁防止などの資源管理、藻場・干潟の保全が声高に叫ばれるゆえである。また、新たな漁場造成に努めることが急がれる。国民に継続的・安定的に水産物を供給することを使命とする漁業、特に一定の量的確保を担った沖合・遠洋海域を漁場としてきた漁船漁業が衰退した主な原因の一つは国連海洋法会議の進行に伴う200海里水域の囲い込みや公海での操業規制の強化による生産の場の喪失及び漁業活動の制約であった。我が国は今、広大な経済水域を持っているが、従前には利用していなかった沖合海域を対象とした新たな漁場造成を行い、生産増大を図る必要があるのではないか。国の強い政策誘導が求められる。</p>	<p>沖合海域における生産増大を図ることは重要と考えており、本計画第2部1(1)イにおいて「沖合海域においても、・・・漁場整備を推進する」と記述しています。</p>
531			<p>日本の排他的経済水域の確立について 我が国は世界第6位、450万平方kmの排他的経済水域を有するといわれている。しかしながら、現実には、近隣諸国との間に領有権問題を抱え、450万平方kmの経済水域全てを実効支配しているわけではない。北方4島、竹島、尖閣諸島を基点とする我が国の経済水域や日韓・日中漁業協定に規定される暫定水域などは漁場としての価値が高く、我が国漁船にとって極めて重要な操業海域である。当該海域の主要部では、漁業者は日本国の海でありながら日本人として安心して漁業活動に従事できていない。常に緊張を強いられ、理不尽な圧力を加えられているのである。現状維持は国益が損なわれている状況を固定することに他ならない。国は海洋を統括する法令を成立させた今、全力を挙げて領土・国境問題の解決を図るべきである。</p>	<p>我が国の海洋資源の開発等を始めとする海洋權益を確保することは重要と考えており、本基本計画第1部6、第2部3及び11において、相手国と排他的経済水域等の主張が重複することに起因する問題解決について記述しています。ご意見の趣旨は、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。</p>
532			<p>海洋基本計画に 1. 海水中に含まれる放射性物質の濃度についての環境基準を定めること 2. (原子力施設が近在しない沿岸域を含む)海域で、上記の環境基準が守られているかを確認するため、地点を定めて定期的にモニタリングを行い、その結果を公表すること 3. 上記2項目を実施する主務官庁を定めることを盛り込むよう求めます。</p>	<p>放射性廃棄物の海洋投入処分の禁止を始め、放射性物質に係る現行の規制の枠組みの適正な運用により、海水中に含まれる放射性物質の濃度は自然環境中に通常存在する程度に保たれるものと考えます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
533			<p>我が国における外来海洋生物問題の現状</p> <p>日本ベントス学会自然環境保全委員会が2004年に取りまとめた調査結果によれば、海外から我が国に人為的に移入された外来海洋生物は42種を数え、1960年代以降には、10年毎に7-8種(毎年平均で0.7-0.8種)の新たな外来海洋生物が発見されております(岩崎ほか、2004a)。2007年の調査結果によれば、合計で49種もの外来種が日本に定着または導入されたことがわかっています(岩崎、2007)。</p> <p>この外来生物の中には、侵略的な外来種、つまり、日本の在来生物や在来生態系、各種産業に大きな被害を発生させた生物も10種近く含まれています。例えば、世界的にも代表的な侵略的外来種とされる地中海原産の二枚貝ムラサキイガイ(学名:Mytilus galloprovincialis)は、北海道の在来種である近縁のキタノムラサキイガイ(Mytilus trossurus)と交雑・雑種形成し、場所によっては後者を駆逐し、1970年代前半には、広島湾で養殖されていた牡蠣(マガキCrassostrea gigas)に対して、当時の金額で10億円近い損害を発生させております(岩崎、2006)。カサネカンザシ(Hydroides elegans)という、石灰の管を分泌してその中に棲むゴカイの1種(環形動物多毛類)は、1969年から1970年にかけて、同じく広島湾で大発生し、牡蠣養殖業に当時の金額で30億円近い損害を与えています(荒川、1971)。このような外来海洋生物は、船舶や漁具・漁網、海水を取水する各種臨海工業施設や火力・原子力発電所に対して頻繁に汚損被害を発生させており、その具体的な損害額は、被害が多岐・多種産業にわたるため未だ算出されておりませんが、莫大な金額にのぼるはずで</p> <p>しかし、2005年に環境省と農林水産省によって施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では、種々の事情から、外来海洋生物が全く「特定外来生物」に指定されておらず、欧米諸国に比べて、外来海洋生物に対する移入規制や防除の取組が非常に遅れている現状にあります。</p>	<p>ご指摘のような海洋に係る外来生物に係る対策については、被害の状況、対策の実現性等を勘案し、必要に応じて平成19年11月に策定された「第三次生物多様性国家戦略」等に基づき、海域に限定することなく検討すべきものと考えております。ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
534			<p>水産的営為を介した外来海洋生物の移入規制に関する取組の充実について</p> <p>今回公表された「海洋基本計画(原案)」では、7頁、24頁、38-39頁で「船舶のバラスト水を介した水生生物の移動による生態系等への悪影響を防止する」等の文言が加えられており、外来海洋生物に対する取組についても言及されております。しかし、日本ベントス学会自然環境保全委員会等の調査によれば、日本の場合、外来海洋生物の移入手段は、船舶を介したものが約半数の54%で、残りの46%は外来水産物の輸入と輸入水産物種苗の混入によるものであることが推定されております(岩崎ほか、2004)。この後者の「外来水産物の輸入と輸入水産物種苗」を介した外来生物の移入に関する文言は、「海洋基本計画(原案)」では全く言及されておられません。</p> <p>「外来水産物の輸入」については、2004年から2005年にかけて国会で取り上げられた産地偽装の問題とも大きく関わっております。北朝鮮または中国産のシナハマグリ(<i>Meretrix petechialis</i>、日本のハマグリとは別種)が、日本産のハマグリ(<i>Meretrix lusoria</i>)と表示されて国内で販売され、また、北朝鮮または中国産のアサリ(<i>Ruditapes philippinarum</i>、これは日本産のアサリと同種)が、日本産のアサリとして市場等で販売されていた事実が指摘され、産地表示の厳格化がはかられたという問題です。さらに、2006年には北朝鮮からの全産品の輸入禁止措置が取られておりますが、北朝鮮産のアサリが中国等の業者を介して中国産として輸入され業者が摘発される事態も発生しております。こういった問題は、水産物の安全性や正確な産地表示・適正な水産物流通と大きく関わっており、日本の水産業と食の安全性を守る点からも、適正な行政指導と施策が必要なものであるはずです。</p> <p>以上の点から、「海洋基本計画」には、「船舶のバラスト水を介した水生生物の移動による生態系等への悪影響を防止する」等の文言だけでなく、「水産物の輸入を介した水生生物の移動による生態系や水産業等への悪影響を防止する」といった文言を加え、適正な施策が講じられるよう、要望いたします。</p>	<p>ご指摘の水産物の輸入を介した水生生物の移動に係る対策については、被害の状況、対策の実現性等を勘案し、必要に応じて平成19年11月に策定された「第三次生物多様性国家戦略」等に基づき、海域に限定することなく検討すべきものと考えております。ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
535			<p>船体付着による水生生物の移動に対する言及と取組の充実について</p> <p>前述したように、「海洋基本計画(原案)」では、7頁、24頁、38-39頁で「船舶のバラスト水を介した水生生物の移動による生態系等への悪影響を防止する」等の文言が加えられております。しかし、船体付着による水生生物の移動に関する言及が、全くありません。</p> <p>大谷(2004)やOtani(206)の最近の調査によれば、非意図的に日本に移入された(棉入水産物種苗やバラスト水に混入、または船体に付着して移入された)外来海洋生物のうち、外航船舶の船体に付着して移入されたと推定される生物は約60%にのぼり、バラスト水によって移入されたとされる生物の割合を大きく上回っております。これは、日本が輸入大国であり、日本に寄港するタンカーやばら積み貨物船などの国際船舶は積み荷を国内の港湾で降ろし、代わりにバラスト水を日本で給水して海外へと向かう場合が、逆の場合、つまり、海外から寄港した船舶が海外で給水したバラスト水を日本で排水して輸出品を登載する場合よりも多いためであろうと推察されています。</p> <p>もちろん、国際的に見ても日本においても、バラスト水による水生生物の移動は非常に重大な問題であり、バラスト水管理条約に基づいた取組が推進される必要性は厳然として存在しております。しかし、日本に限った場合、船体付着による外来水生生物の移入が大きな割合を占めている可能性が高く、外来海洋生物による影響を防止するには、船体付着による移動の規制が、最も重要な課題であろうと考えられます。国際機関でも、例えば、2004年にバラスト水管理条約を制定したIMO(International Maritime Organization, 国際海事機関)に属する小委員会(Sub-Committee on Bulk Liquids and gases)の最新の会合(2008年2月上旬開催)では、船体付着による水生生物の移入の軽減に関する条約の制定等に向けた議論が開始されており、今後5年間で、船体付着問題に対する世界的な取組が劇的に進展する可能性もあります。</p> <p>以上を踏まえて、「海洋基本計画」では、「船体付着を介した水生生物の移動による生態系等への悪影響を防止するための取組」についても、盛り込んでいただくよう要望いたします。</p>	<p>ご指摘の船体付着による水生生物の移動に係る対策についても、重要な課題と認識しておりますが、現在国際的に議論が行われている段階であることを踏まえ、当該議論を注視し、今後の対策について検討すべきものと考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
536			<p>外来水生生物のモニタリングと防除に関する言及と取組の充実について</p> <p>船舶を介して日本に移入されたとされる外来海洋生物22種の約55%にあたる12種は、東京湾または大阪湾を含む瀬戸内海東部海域で最初に発見されております(Iwasaki, 2006)。つまり、船舶によって移動する外来海洋生物は、大きな国際港が集中する東京湾または大阪湾とその近傍にまず移入され、そこで定着した後に全国に広がっていった可能性が高いと思われます(岩崎, 2004b)。</p> <p>水生生物の移動による生態系等への悪影響を防止するためには、バラスト水・船体付着・水産物輸入といった移入手段に対する規制を進める事が、まず、重要ですが、完璧な移入防止も難しく、移入された後の対策も検討し、講ずる事が肝要です。例えば、アメリカ合衆国やオーストラリアでは、主要な港湾の管理者と研究者、行政機関が協力して、両国ともそれぞれ主要25港で外来生物のモニタリングを実施し、早期発見や分布拡大・防除に関する研究を進めつつ、効果的なモニタリング体制の構築を目指しております。開放的な環境である海洋では、薬物や捕獲等による外来水生生物の駆除が難しく、効果的な防除対策に関する技術開発は大きく遅れております。しかし、侵入・定着直後の初期個体群を早期に発見・駆除し、各地への分布拡大を防ぐことが侵入後の最も効果的な防除対策であるとされており、そのためには、効果的なモニタリング体制を構築する事が必要であると考えられているわけです。</p> <p>しかし、「海洋基本計画(原案)」には、外来生物のモニタリングや防除といった文言が書かれておりません。そこで、19頁の「2海洋環境の保全等(3)海洋環境の保全のための継続的な調査・研究の推進」の項にこういった文言を加えていただき、そのための調査・研究を推進していただくよう、要望いたします。</p>	<p>ご指摘の外来水生生物に関する調査・研究の推進については、平成19年11月に策定された「第三次生物多様性国家戦略」等に基づき、海域に限定することなく検討すべきものと考えております。ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
537	総論	1	<p>P 1 総論(1)海洋と我々との関わり 1段落目(9行目)の後に以下の文章を挿入 「海洋は、そこに生息するさまざまな生物の住処であるとともに、生物の多様性をもって海域ごとの独特の環境を形作る。海洋における生物もまた地球のかけがえのない生命であり、生物多様性保全は海洋環境、海洋の利用の基盤となるものである」</p>	<p>生物多様性保全の重要性については、基本法第2条で明記されています。基本計画はその前提で書かれているものですので、改めてここでその前提を繰り返す必要はないと考えます。</p>
538	総論	3	<p>P 3 (3) 2段落目の6行目 「さらには」の後に「市民の参加の重要性を認識し、開発行為が持続可能に行われるかどうかを検討する計画段階での環境影響評価、過程のモニタリングや影響軽減措置、事後の評価等を透明性をもって行い、」を追加挿入。</p>	<p>当該部分は詳細な施策を記述する箇所ではないことをご理解願います。</p>
539	総論	4	<p>P 4 2段落目の4行目 「産・学・官」のあとに「民」を追加</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえて修正します。</p>
540	総論	5	<p>P 5 目標2 2段落目 「我が国が管轄権を有するこれらの資源や空間の持続的な利用」のあとに「海域における国際的な海洋環境の保全への管理責任を認識し、」を挿入</p>	<p>ご意見の趣旨は、「持続可能な利用に向け」の記述に含まれていると考えます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
541	第1部 1	6	P 6 第1部 1 3段落目最後 「これらの水産資源の回復措置に加え」の後に「クジラ類」を挿入。	ご指摘の部分は「混獲」という用語の理解を助けるための例示であり、原案で十分その意図は達成されているものと考えます。
542	第1部 1	6	P 6 第1部 1 4段落 3行目 「石油・ガス開発・・・、海洋環境への影響」のあとに「を客観的に評価する仕組みを作り、影響に配慮しながら」とする。	環境に配慮しながら基礎物理探査や試錘等の基礎調査を推進するためには、ご指摘の客観的な評価は当然必要であり、ご意見の趣旨は第1部1に「環境に与える影響を事前に評価し影響をできる限り軽減する技術・・・」と記述しています。
543			上から2行目 「このため、環境に与える影響を事前に評価」「し」を削除し、「する環境影響評価の仕組みを導入し」を挿入	記述は、環境影響評価の仕組みを作ること自体を目的とするものではなく、資源採取に当たり海底の生物の生息環境等に重大な影響を与えるおそれがあるという認識の下に、資源採取のための技術開発だけでなく、環境に与える影響等に関する技術開発とその達成を明記するものです。頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
544			上から5行目 「豊かな」の後に「海洋環境、」を挿入	豊かな海洋資源や海洋空間について、持続可能な利用を推進するには、海洋環境の保全との調和を図ることが必要不可欠と認識しており、「持続可能な」という記述にてご意見の趣旨は含まれていると考えます。
545	第1部 6	13	P 1 3 6 海洋に関する国際協調 2段落 5行目 「その遵守の確保について」の後を削除し、「先進国としての責任ある役割を担うことが必要である」に修正。	当該部分は、海洋基本法に基づき、今後のあるべき姿勢を記述したものであることをご理解願います。
546	第1部 6	14	P 1 4 2段落 6行目 「鯨類等の合理的利用を否定する動きについては」を削除。	当該部分は、我が国の基本方針に沿い記述したものです。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
547	第2部 2		2 海洋環境の保全等 (1) 9行目 「漁業活動における」と「海鳥、ウミガメ」の間に「クジラ類」を挿入。	ご指摘の部分は「混獲」という用語の理解を助けるための例示であり、原案で十分その意図は達成されているものと考えます。
548	第2部 2		2 (3) 1行目 「海鳥等」の前にクジラ類を入れる	ご指摘の部分は「移動性動物」という用語の理解を助けるための例示であり、原案で十分その意図は達成されているものと考えます。
549	第2部 3		3 (2) ア 2段落 2行目 「水産動植物の増養殖の推進」のあとに「とその効果検証及び生態系への影響調査」を挿入	施策の実施に際しての具体的なご提言として、今後の参考とさせていただきます。
550	第2部 1	15	P15 第2部海洋に関する・・・ 「1 海洋資源の開発及び利用の推進」の前分に、「開発に伴う環境への影響の評価技術の確立」を追加する。	海洋資源の開発・利用と海洋環境保全の調査を図ることは重要であり、当該部分においても、水産資源の持続可能な利用と記述することで環境配慮を行っており、また、エネルギー・鉱物資源については、「環境への影響評価」を明記しています。
551	第2部 2	18	P18 (1) 生物多様性の確保のための取組 “また、浅海域の藻場、干潟、サンゴ礁等・・・”に「湿地」を追加する。	ご指摘の湿地の保全等については、平成19年11月に策定された「第三次生物多様性国家戦略」に基づき、海域に限定することなく検討すべきものと考えております。ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
552	第3部 2	42	P42 第3部 2段落 7行目 「国民、NPO等は、」の後に「豊かな海洋環境を将来の世代に手渡すため積極的に海洋環境保全に貢献するため政策決定段階での市民参加や影響評価等の検討会等への参加を行い、」を挿入。	ご意見の趣旨は、ご指摘の параグラフの次において「海洋に関する施策の企画立案・実施に際しては、(中略)、国民や他の関係者の意見の施策への反映に努める」と記述しています。
553	第3部 3	43	P43 第3部 3 最後に、「また、施策に対する意見を随時受けるものとする」を付け加える。	ご意見の趣旨は、第3部2において「国民や他の関係者の意見の施策への反映に努める」と記述しています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
554			わが国の国内における石油・天然ガス資源は、わが国のエネルギー安全保障上最も安定したエネルギー資源であり、かつわが国企業が海外での事業展開を推進する上で、技術開発並びに人材育成の涵養の場として重要な役割を果たしている。わが国は世界6位という広大なEEZを有しており、未だ調査の手がつけられていない、エネルギー資源が胎動する可能性を秘めた広大な海域が存在する。この観点から、このほど海洋基本計画の策定にあたり、エネルギー資源開発の重要性が同計画の重要な柱として掲げられたことを高く評価したい。	(感想、その他)
555			P21の最終パラグラフに述べられている「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画（仮称）」の策定に当たり、その計画が真に実効のあるものとなり、実行主体となる政府関係機関と民間企業との密接な連携を実現していくためには、策定の段階から民間側の要望を取り上げて反映していく仕組みづくりが必要と考えるので、是非ご配慮をお願いしたい。	「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画（仮称）」の策定に当たり、将来の商業化の担い手たる民間企業の意見を反映することは極めて重要であると考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
556			海洋環境の保全には、「二酸化炭素問題等の環境負荷に対する影響評価」に必要な科学的な事実を集める必要があります。これについては、国際的にリードする国として、また、海洋に周囲を囲まれた国としてもっとグローバルな観点から取り組まなければならない課題です。環境負荷には、リン酸等の富栄養化の物質、生物へ悪影響を与える人工物等もあるのですが、二酸化炭素は温暖化の起因物質としての役目だけではなく、海洋の酸性化に象徴されるような重大な環境へ負荷を与えます。この負荷は、大型生物の基となるプランクトン等の種組成の時間的な変化をもたらす可能性があります。国際的にリードする国として推し進めなければならないものと考えますが、その観点が基本計画に的確に書かれていないと思われまます。しっかり読むとその様に読んでも良いと思われるところもあり、二酸化炭素濃度の増加がもたらす環境影響に関する知見の充実をはかる必要があると書かれていますが、端的に書かれても良いかと思えます。水産資源の問題は、一国の問題ではないことは、サケマスを見ても明らかで、二酸化炭素が関わる環境変化がもたらす環境問題について水産を含んだグローバル観点で、総合的な観点を織り込んで良いと思いました。排他的経済水域は、環境に関わる観測の観点でも重要です。海は繋がっているため排他的経済水域のあるなしで知見等が異なるので、環境把握のための観測で排他的経済水域の連携をすすめることが必要であり、それについて努力することが求められているかと思えます。	ご指摘の二酸化炭素による海洋環境への影響については、第2部2において「二酸化炭素の吸収等海洋による気候変動の緩和や、海水の二酸化炭素濃度の増加による海洋環境への影響等に関する科学的知見の充実を図」との記述に含まれるものと考えており、全体の分量とのバランスを勘案し、原案のように記述しています。その他ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
557			人材育成、海洋研究には、ここ10年、かなり後退していると言っているかと思えます。その大きな原因は、練習船、研究船及びそれらの運航日数の減少があげられます。経費がかかるので仕方がない面もあるかと思えますが、プラットフォームをきちっとしないと環境把握、特に化学成分の分布把握、生物の状況把握は出来ません。AUV、種々のセンサー、モデルの進歩はそれらを補うでしょうが、最終的には、現場で得られたデータが重要となります。また、人材育成には、海洋の現場での指導と体験が不可欠です。これらのためにもプラットフォームを確保する必要があります。各所には、「船舶を用いた〇〇の研究を推進する」とありますが、人材育成、研究のプラットフォームについて確保すると書かれていないと思われまます。	海洋科学技術の振興にあたり、研究開発体制を整備することは重要な課題です。このため、第2部7(3)アにおいて、海洋科学技術の推進にあたっては、様々な調査研究に用いられる船舶やスーパーコンピュータ等の研究基盤が適切に提供されている必要性を述べており、目的を達成するために必要な施設や体制の整備の概念も含んでいるものです。